



No461 発行日 令和6年6月20日

編集・発行所

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1

TEL 059(382)5971/FAX 059(382)7330

URL <https://www.suzuka-shakyo.or.jp/>



公式Instagram

鈴鹿いきいきボランティア 募集のお知らせ

鈴鹿市では、高齢者の方がボランティア活動に参加することを支援する「鈴鹿いきいきボランティア制度」を実施しています。

介護予防事業の一環として、ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで元気になることを目的としています。

いきいきボランティアに参加すると、ボランティア活動の実績に基づき、ポイントを付与し、貯まったポイントに応じた交付金が交付されます。



対象者

鈴鹿市在住の65歳以上で、要介護・要支援・事業対象者の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない方

活動施設・内容

鈴鹿市が指定する介護施設(グループホームやデイサービス等)でのレクリエーションや施設利用者の話し相手、散歩、配膳、掃除などの施設職員の補助的な作業など※ご自分のペースにあわせて無理のない回数や内容を受入施設の方と話し合い決定します。

参加方法

ボランティア登録の手続きが必要となります。

ボランティアの登録、活動の詳細等につきましては、下記までお問合せください。

また下記URL及びQRコードもご参照ください。

鈴鹿市社会福祉協議会HP(鈴鹿いきいきボランティア制度)

<https://www.suzuka-shakyo.or.jp/volunteer/service.php#contents02>



問合せ・申込み先

鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課 地域共生推進グループ

TEL:059-382-5971 FAX:059-382-7330

LINE 公式アカウントを開設しています!

このアカウントでは、いきいきボランティアに関する情報、受入施設からのボランティア募集情報などを発信しています。みなさまの「お友だち追加」をお待ちしております♪



この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

■善意の寄付・香典返しの寄付について■ 詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会までTEL382-5971



令和6年4月現在 市内165か所で始まっています

ふれあいきいきサロン事業



お住まいの地域の身近な場所で、主に65歳以上の高齢者をはじめとする住民が集い、レクリエーションやおはなし会など、地域の皆さんのが自ら運営する楽しい仲間づくりの活動です。



【目的】

住み慣れた地域で安心して暮らすための世代間の交流の場づくり

助け合い及び支え合いの輪を広げ、誰もが住みやすいまちづくりを推進する

【活動内容】

茶話会、健康体操、
レクリエーション、
スクエアステップ等
の軽運動 他



【効果】

気軽に通えるサロンがあることにより、特に外出の機会が少くなりがちな高齢者等の孤立や閉じこもりの解消、筋力低下や認知機能の低下によるフレイル予防等の介護予防促進にもつながります!



新たなサロンの立ち上げ大歓迎!!
でも…どうやって立ち上げて運営していくべき…??

サロンリーダー養成講座やサロン交流会を開催しています!

当協議会では、お住まいの地域でサロンを開きたい、高齢者の居場所づくりを行いたい方を対象に、11月にサロンリーダー養成講座を開催し、サロンの立ち上げや運営のサポートは随時受付しています。

また、7月にはサロンの輪を広げ、サロン活動に関する情報交換の場とする目的とした「ふれあいきいきサロン交流会」を開催します。交流会の詳細やサロンについてご不明な点、運営についてのご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。



鈴鹿市社会福祉協議会HP
(ふれあいサロン)
[https://www.suzuka-shakyo.or.jp/
life_support/salon.php](https://www.suzuka-shakyo.or.jp/life_support/salon.php)



お問い合わせ
鈴鹿市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉グループ
TEL:059-373-5750
FAX:059-382-7330

6~7月 ふれあいふくし総合相談のご案内

※新型コロナウイルスの影響で相談が中止となる場合がございますのでご了承ください。

6月			7月			12	24	25	26	27	28	29	30	31	心配ごと相談
20	木		1	月	心配ごと相談	金									
21	金		2	火		土		木							
22	土	弁護士相談	3	水	心配ごと相談	日		金							
23	日		4	木		月									
24	月	心配ごと相談	5	金		火									
25	火		6	土	弁護士相談	水									
26	水	心配ごと相談	7	日		木		火							
27	木		8	月	心配ごと相談	金		水							
28	金		9	火		月		木							
29	土		10	水	心配ごと相談	日		金							
30	日		11	木		司法書士相談									

弁護士相談

遺言・離婚・契約（金銭・賃貸）などの法律相談／13:00~15:30 要予約

司法書士相談

財産（不動産・登記等）に関するご相談／13:00~15:00 要予約

心配ごと相談

日常の悩み事について／13:00~15:00

※相談日は、若干変更することもございますので、ご確認の上お越しください。